



学

校が夏休みに入るとどのようなことが児童・生徒や保護者に降りかかるのでしょうか。学校での授業が1カ月以上中断されることになり、4月から積み上げられた学力の落ち込みが心配されます。それ故に、学力の低下を幾分なりとも防ごうとして「夏の練習帳」といった学習ドリルなどが児童・生徒に手渡され、家庭での学習が課されます。その結果、保護者、取り分け母親は児童・生徒の家庭での学習や生活管理にかなりの時間を割くこととなります。児童・生徒や保護者の立場からは、夏休みを積極的に評価する印象は薄いように見受けられますが、いかがでしょうか。

夏が来ると学校は夏休みになりますが、なぜ、夏休みが設けられているのかご存知ですか。その理由を知りたくて、教育関係の法令を当たったのですが、法令に夏休みを設ける根拠を求めることはできませんでした。

それではと、用語辞典などに当たると夏休みを設ける理由は夏の暑さにあるようでした。新学校用語辞典(H8・5・15ぎょうせい)は、「夏季および冬季の休業日は、児童・生徒が学校において集団の授業を行って、学習効果をあげるのが困難であり、また、通学上の障害があるという事由によるものである」と述べています。簡単に言えば、夏休みを設ける理由は、暑いから授業をやっても効果を挙げることが困難であり、通学途中での熱中症を防ぐためと言ったところでしょうか。フリー百科事典「ウィキペディア」は、「日本の教育機関の場合、(中略)校舎などに冷房設備がない場合が多く、太平洋高気圧支配下での授業が暑熱により困難なので、その間を休業とするためとされる」と端的に解説しています。

今年度、中学校に冷房設備を設置しましたが、夏休みを設ける意義がこのようなことであるとすれば冷房設備を設置することによって夏休みを設ける必要がなくなってしまうこととなります。

定する休日(2)日曜日(3)土曜日(4)学年始休業日(4月1日から4月10日までの間において校長の定める期間)
(5)夏季休業日(7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間)
(6)冬季休業日(12月10日から翌年1月10日までの間において校長が定める期間)
(7)学年末休業日(3月15日から3月31日までの間において校長が定める期間)
(8)その他校長が認める休業日」と規定するとともに、同条第2項において「前項第4号から第8号までに規定する休業日を設けようとするときは、校長は、その期間、事由及び実施計画を教育委員会に届け出なければならず」として夏休み期間における学校施設などの管理と教職員のサービスを明らかにしています。

夏休み期間中の先生は?

学校における先生方の仕事は児童・生徒に対する授

業であることは当たり前前と言えは当たり前前のごとですが、それでは先生方は夏休みの期間中は何をやっているのでしょうか。10年以上前までは、先生方は個別に「研修」の名目で教科に関連した自己啓発などを学校外で行うこともありまして、「先生方の夏休みも児童・生徒と同じくらい長い」という印象を一般的に持たれがちでした。

学校は平成14年4月から完全学校週5日制となるとともに、この研修の運用状況が問題視されるようになりました。それでは、平成14年以降、先生方の夏休みは長いついた以前の風評は払しょくされたのでしょうか。平成23年度の吉田中学校の夏季休業届を見る限り、先生方の夏休みは長いついた印象を持たざるを得ませんでした。確かに、夏休みに入り、授業もない訳ですから先生方は休暇を取りやすい環境に置かれていたのは事実でしょう。しかしながら、夏は暑さ

町長からのメッセージ 100

夏休みのあり方について



夏休み期間中の学校は?

夏休み、厳密に言えば夏季休業日ですが、▽吉田中学校にあつては7月23日から8月28日までの37日間▽住吉小学校にあつては7月28日から8月28日までの32日間▽中央小学校にあつては7月29日から8月28日までの31日間▽自彊小学校にあつては7月29日から8月28日までの31日間とそれぞれ1カ月以上にわたって授業は中断されます。

夏休みを設ける法的な根拠は、「学期及び休業日」を定めた学校教育法施行令第29条で「公立の学校(大学を除く)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める」と規定しています。これを受けて、学校教育法施行規則第61条に「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。①国民の休日に関する法律に規定する日②日曜日及び土曜日③学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日」と規定するとともに、第79条に「…、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。…」と規定しています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第33条では「学校等の管理」について「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。…」と規定しています。これを受けて、当町は吉田町立小・中学校管理規則(平成14年3月29日教委規則第2号)を定め、第4条第1項において休業日を「(1)国民の祝日に関する法律に規

夏季における学校での授業は?

のために児童・生徒が学校において集団の授業を行っても学習効果を挙げることが困難であるので授業を中断し、夏休みを設けて家庭での教育に切り替えるといった夏休みを設ける前提条件は、冷房設備の導入によってほとんど夏休みを設けることの本質がなくなることになりますので当たり前前になつていた夏休み思考を一度脇に置いて夏季の学校での授業を考え直していただきたいと思うのですが、間違っているのでしょうか。

冷房設備が導入されたので夏休みを廃止するといった考え方は夏休みを前提とした先生方の研修会や児童・生徒の対外活動との絡みもあり、確かに性急すぎる面もあつて暴論でしょうが、冷房設備が導入され、夏季においても学校での授業を行う環境が整備された訳ですから、教育委員会が

りとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。①国民の休日に関する法律に規定する日②日曜日及び土曜日③学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日」と規定するとともに、第79条に「…、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。…」と規定しています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第33条では「学校等の管理」について「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。…」と規定しています。これを受けて、当町は吉田町立小・中学校管理規則(平成14年3月29日教委規則第2号)を定め、第4条第1項において休業日を「(1)国民の祝日に関する法律に規

子供たちは、皆計り知れぬ才能を持つてこの世に生まれてきます。子供たちに対し「よく学び、よく遊べ」と叱咤激励するとともに、学力を高め、体力を養うための最適な学習環境の整備を推し進める責務がそれぞれに基礎自治体の首長に課せられています。

小中学校の図書館への司書の町費負担での配置、県下トップクラスの児童・生徒一人当たりの図書費、冷暖房設備の導入など、財政の許す限りにおいて教育関係事業に配慮していますが、これは未来への投資であると言えます。

冷暖房設備を導入しました。夏休みや冬休みの廃止とは言いませんが、期間を短縮するなり、補習授業を行うなど、これまでの慣習化した休み思考を再考していただくよう教育委員会、小中学校の先生方、そして保護者の皆さまに切にお願い申し上げます。